

ひだまりの会
日にち 11月22日(火)
時間 午後1時30分～3時30分

健康・福祉

場所 府立洛南寮
対象 市内に在住する高齢者
内容 Ⅱカラオケ
申込方法 電話で申し込んでください
しめきり 11月16日(水)
申込・問合せ先 社会福祉協議会 (☎62・2222 FAX65・4962)



権利擁護市民講座
市は、権利擁護市民講座を開きます。
心身の老化・孤独感・認知症・悪質な詐欺など、生活に不安を感じることはありませんか。いつまでも自分らしく暮らすために、高齢者の生活や権利を守る制度について、専門家と一緒に学びましょう。
日にち 11月28日(月) 第2回：12月12日(月)

時間 午後1時～3時30分
場所 山城北保健所(宇治市)
対象 市内に在住・通勤・通学する人
内容 Ⅱ第1回：元気なうちから将来に備える「老いじたく」
Ⅱ第2回：認知症になっても安心して暮らせる方法
講師 社会福祉士の高嶋康伸さん・原田学さん
定員 各回50人
費用 無料
申込方法 電話・来所で申し込んでください
しめきり 第1回：11月24日(木) 第2回：12月8日(木)
申込・問合せ先 地域包括支援センター あんあん宝生苑 (☎68・0705)

聴覚に障がいがあるなどの理由で、電話をかけることが難しい人は、FAX (FAX 63・4781)でも問い合わせを受け付けます。

時間 午後2時～4時
場所 社会福祉センター
対象 市内に在住・通勤・通学する人
内容 Ⅱ第1回：元気なうちから将来に備える「老いじたく」
Ⅱ第2回：認知症になっても安心して暮らせる方法
講師 社会福祉士の高嶋康伸さん・原田学さん
定員 各回50人
費用 無料
申込方法 電話・来所で申し込んでください
しめきり 第1回：11月24日(木) 第2回：12月8日(木)
申込・問合せ先 地域包括支援センター あんあん宝生苑 (☎68・0705)

高齢者いきいきポイント ボランティアで生きがいつくり 登録者を募集

市は、福祉施設などでボランティア活動をする登録者を募集しています。
登録すると、活動実績に応じてポイントを付与します。たまったポイントは、年間5,000円を上限に換金できます。
あなたも、趣味や特技を生かして、ボランティアで生きがいつくりしませんか。希望に添った活動内容や場所を紹介いたします。
対象＝市内に在住する60歳以上の人
活動場所＝市内の介護保険施設・障がい児(者)施設・子育て支援施設など
要介護認定などを受けている人を除きます。
内容＝施設行事の手伝い、利用者の話し相手、趣味・特技の披露など(1回1・2時間程度)
【希望者は講習会の受講を】
登録には、講習会の受講が必

要です。
日にち＝12月6日(火)・平成29年3月3日(金)(いずれか1日)
時間＝午後1時30分～4時
場所＝市役所 305 会議室
内容＝活動の進め方、認知症高齢者・障がいのある人・子どもへの接し方、個人情報の保護についてなど
申込方法＝来庁か電話で申し込んでください
申込・問合せ先＝高齢介護課 (☎64-1373)



子どもたちに昔ながらのしめ縄飾りの作り方を教える登録者(大住児童館)

東京ではメダル獲る
パラリンピック4位・堀越選手に声援を

10月12日、9月に行われたリオ2016パラリンピック競技大会の男子フルマラソン(T12クラス・伴走者なし)に出場した堀越信司さんが市役所を訪

れ、石井市長に4位入賞を報告しました(写真)。
病気で右眼を摘出し、左眼が弱視の堀越選手は、同レースを2時間36分50秒で完走。「メダルを狙っていたので悔しいけれど、最後まで走れたのは応援してくれた皆さんのおかげ。東京ではメダルを獲りたい」と話し、石井市長は「今後も応援を続けますので、東京五輪ではぜひメダルを持って帰ってください」と労いました。
市内を中心に練習に励む堀越選手。見掛けたら、温かい声援を送りましょう。

堀越選手のサイン色紙をプレゼント!
応募方法＝はがき・FAX・電子メールに、「堀越選手サイン希望」・郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・堀越選手への応援メッセージなどを書いて応募してください。当選発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
しめきり＝11月15日(火)(当日消印有効)
応募・問合せ先＝秘書広報課 (〒610-0393〈住所不要〉、☎64-1320、FAX62-3830、メールアドレス mayor@kyotanabe.jp)



ここにこ収集 ごみを戸別収集 声掛けで安否確認も

市は、ごみ出しが困難な高齢者・障がいのある人などを対象に、戸別に訪問してごみを集める「ここにこ収集」を行っています。
申込方法など、詳しくは問い合わせてください。
【対象】
毎週水曜日に、自宅の玄関先などでごみを収集します(粗大ごみを除きます)。希望者には声掛けでの安否確認を行います
【問合せ先】
環境衛生センター甘南備園 (☎62-4328)

叙勲
危険業務従事者
叙勲
〔瑞宝双光章〕
花田忠好さん(警察功労)
〔瑞宝単光章〕
佐々木勝弘さん(警察功労)
田中均さん(警察功労)
橋口忠明さん(防衛功労)
【問合せ先】
秘書広報課 (☎64・1322)

市税の納付は便利な
口座振替・コンビニで
固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、市府民税、軽自動車税の納付は、口座振替が便利です。また、バーコードが印刷された納付書は、コンビニエンスストアでも納付できます。
申込方法 市内にある取扱金融機関に、通帳・届出印・納付書を持参してください。
取扱金融機関 京都銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫 京都やましろ農協・ゆうちょ銀行
問合せ先 税務課 (☎64・

市税などの納期限		
種別	納期限	問合せ先
市・府民税(第3期)	11月30日(水)	税務課 ☎64-1318
国民健康保険税(第6期)		国保医療課 ☎64-1332
後期高齢者医療保険料(第5期)		国保医療課 ☎64-1374

お知らせ

介護人材・保育士の再就職を支援
府は、介護人材・保育士の再就職準備金や、未就学児のいる保育士に対する保育料を貸し付けています。希望する人は、就労する事業所・保育園を通じて申請してください。
貸付額 最大20万円
全額返還免除もあります。
申請・問合せ先 京都府福祉人材・研修センター (☎075・252・6297)

介護保険料 出張納付相談
介護保険料の納付に関する相談に応じます。
日にち 場所 11月18日(金)・老人福祉センター常磐苑 11月22日(火)・老人福祉センター宝生苑 11月25日(金)・三山木福祉会館
時間 午前9時～11時30分 午後1時30分～4時
対象 市内に在住する介護保険第1号被保険者
問合せ先 高齢介護課 (☎64・1373)

京奈和自動車道 通行止め
〔夜間通行止め〕
期間 11月28日(月)～12月9日(金)(12月3日(火)4日(水)を除く)
時間 午後8時～翌朝6時
区間 城陽IC～木津IC(上下線)
〔昼間車線規制〕
期間 11月29日(火)～12月2日(金)
時間 午前6時～午後8時
区間 城陽IC～田辺北IC(下り線)
〔問合せ先〕
西日本高速道路株式会社 支社 京都高速道路事務所 (☎

秋の火災予防運動
11月9日・15日は、秋の火災予防運動期間です。
秋・冬は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。皆さんも火災予防の意識を持ち、大切な命と財産を守りましょう。
問合せ先 予防課 (☎63・7826)

子どもたちに読んでほしい本
厚生労働省社会保障審議会は、子どもの健全な育成に役立つ作品として、児童福祉文化財(出版物)の中から「子どもたちに読んでほしい本」38作品を推薦しています。推薦作品などは、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp)をご覧ください。
問合せ先 子育て支援課 (☎64・1376)

水道水の放射性物質 検査結果
市は、10月3日に新・大住・善賢寺浄水場、宮ノ口受水場の水道水の放射性物質の検査を行いました。放射性セシウム134・137はいずれも検出されませんでした。安心して使用してください。
問合せ先 新浄水場 (☎62・8282)

犯罪被害者週間
11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です。市は、犯罪被害者等支援条例に基づき、府・警察などと協力し、被害者・遺族への支援を行っています。
犯罪・事故で受けた心の傷を癒やすには、周囲の理解・配慮・協力が不可欠です。被害者が抱える問題や被害者支援への取り組みについて考え、被害者も加害者も出さないまちづくりを目指しましょう。
問合せ先 人権啓発推進課 (☎64・1336) 田辺警察署 (☎63・0110)

毒物劇物危害防止運動
毒・劇物などは、吸引や接触により重大な被害が生じることがあります。取り扱うときは、次の点に十分注意しましょう。
▼正しい使用方法を守る▼容器・保管場所には「医療用外毒(劇物)」と表示する▼誤飲には入れない▼廃棄するときは決められた方法で行う▼盗難・紛失したときは、すぐに警察に通報する
問合せ先 山城北保健所 (☎21・2912、FAX21・2163)

きょうたなべの下水道
本市の下水道事業の課題
下水道事業は、世帯によって汚水処理量が異なるため、サービスを受けた人が使用料を支払うことで運営経費を負担するのが望ましいとされています。従って下水道使用料は、本来、施設の運営・修繕費や人件費、施設整備に伴う借り入れ返済金や減価償却費などの費用を賄えるよう設定することになっています。
本市の下水道使用料は、1カ月の使用量が20㎡の場合1,381円で、府内で最も安価

きょうたなべの下水道

です。しかし現在は、汚水処理費用を使用料で賄えていないため、不足額を税などの公費から補ってんしています。
今後、施設の老朽化に対応するため、多額の費用が必要となります。安定した下水道サービスを継続して提供するためには、下水道使用料の改定を含め、将来的な財源の確保と経営の健全化が重要な課題となっています。
問合せ先＝下水道課 (☎64-1352)

ちょっと待った!その契約

実録 消費生活相談の現場より
しつこい電話勧誘にご用心!

「以前カニをご購入いただいた方に電話をしています。今ならホタテ付きをお安く提供します」と電話があり、断ると「通常3万円のところを、今回限り半額です」としつこい。断って電話を切っても、何度も掛かってくる。
毎年カニのシーズンになると、このような相談が寄せられます。
【被害防止のポイント】
次のような場合は、消費生活センターに相談してください。
▼断っている人に再度勧誘することは特定商取引法違反です。不要なときは、「いりません。今後電話をしないでください」とはっきり断り、電話を切ってください。しつこい場合は、相手の電話番号をメモしてください。
▼申し込んでいないのに、

一方的に商品が送られてきたときは、相手の住所をメモして受け取りを拒否してください。
▼電話勧誘や訪問販売は、契約書を渡された日を含め8日間以内なら食品でもクーリング・オフできます。
【相談・問合せ先】
京田辺市消費生活センター (☎63-1240。平日午前9時～午後4時〔正午～午後1時を除く〕)